

## 障がい児福祉手当の対象基準

1	※1 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
3	両上肢の機能に著しい障がいをも有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿の2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいをも有するもの
8	前各号に掲げるもののほか、身体機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
9	※2 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
10	身体機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

- ※1 「両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.02 以下のものをいう。
- ※2 精神障がいの場合(日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のもの)  
知的障がいの場合(IQ が概ね 20 以下に相当するもの)